

議案第 4 5 号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第28条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

